

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年11月まで

昭和63年5月ごろ、A市役所の出張所にて父親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。当時は浪人中で収入が無かったため、当初は国民年金保険料を納付しなかったが、同年12月に就職したため、平成元年1月の初給与でA市役所本庁にて、申立期間の国民年金保険料をまとめて7万～8万円納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入当初は浪人中であったため、その両親から立て替えて納付しようかと言われたが、自分で納付しようと思ひ、断ったとすることから、国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

また、申立人は、平成9年3月に、7年5月及び同年7月の国民年金保険料を過年度納付しており、積極的に未納を解消しようとする姿勢が見受けられることから、就職を契機に申立人が国民年金保険料を納付するに至ったとする申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

さらに、申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額は、約7万円と述べており、申立期間を実際に一括納付した場合の金額6万1,600円とおおむね一致する。

加えて、A市では、国民年金の加入受付及び納付書の発行は出張所で行っていたが、収納業務は本庁のみで行っていたとしており、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 564 (事案 260 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年12月まで

当初、A町に転居した際、夫が会社勤めとなったが、A町役場で任意加入する手続きを行い、保険料を納付した記憶があり、申立期間が未加入期間となっていることは納付できない。

当初の判断後、申立期間に係る新たな証言者が見付かったので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は昭和38年10月ごろA町に転居し、その夫が厚生年金保険に加入したため、国民年金に任意加入する手続きを同町役場で行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、同町役場において、加入の事実が確認できない上、社会保険庁が管理する申立人の被保険者台帳が、申立人の前住所地であるB市を管轄する社会保険事務所から、同町を管轄する社会保険事務所に移管されていた形跡も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付したものと推認し難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が見付けた新たな証言者に聴取したところ、申立期間当時申立人宅に下宿をしていた証言者は、「役場から集金に来たら、立替えを依頼されていた。数回立て替えた記憶がある」との証言が得られた。

また、申立期間前の職場で申立人の夫の兄弟弟子であり、申立期間当時も親交のあった証言者から、「申立人は経理関係にしっかりしていた人だった。当時職人は年金に無関心な人が多かったが、申立人から年金の必要性を説明され、年金を納付しなさいと言われたため、結婚を契機に年金を納付した」との証言が得られ、社会保険庁の記録で、その証言者は結婚後国民年金加入期間すべての保険料を納付していることが確認できることから、申立人の国民年金制度に

対する理解の深さがうかがえる。

さらに、申立人は住所変更を4回行っているが、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人がA町に居住していた時期だけ国民年金に未加入で未納であることは不自然と考えられる。

これらのことから、証言者の証言は信^{びょう}憑性が高いと考えられ、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで
父親が私の国民年金の加入手続をして、家族の国民年金保険料と一緒に納付していた。両親と弟も納付済みである。昭和40年度のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和38年10月に国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年2月ごろに払い出されているが、社会保険庁の記録によると、特例納付によるほかは時効により納付できない38年10月から40年3月までの期間が納付済みとなっていることから、申立人の父親が特例納付制度を利用し、過去の未納期間を納付したと推認され、申立期間のみ未納とすることは不自然である。

さらに、申立人は、「父から個人（事業）だから年金は絶対必要だと言われていた」と述べており、一緒に納付したとする申立人の両親及び弟についても未納期間が無いことから、申立人の父親の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 59 年 1 月までの期間、59 年 6 月から 60 年 11 月までの期間、平成元年 4 月から同年 9 月までの期間及び 2 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 59 年 1 月まで
② 昭和 59 年 6 月から 60 年 12 月まで
③ 平成元年 4 月から 3 年 7 月まで

昭和 47 年 1 月ごろ、夫が会社を退職し、夫と共に国民年金に加入し、私が夫の国民年金保険料と一緒に納付してきた。私が A 社にパートとして勤めるようになった 59 年 11 月ごろから、B 市役所の職員が、夫の国民年金保険料を集金に来るようになり、夫が集金の都度、私の国民年金保険料と併せて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 47 年 3 月ごろに払い出されており、申立期間①については、申立人が夫の国民年金保険料と併せて納付していたと述べており、一緒に納付していたその夫は納付済みである。また、申立期間①の前後において、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間①の 2 か月のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②及び③については、申立人は、「仕事を始めた昭和 59 年 11 月ごろから、B 市役所の職員が、国民年金保険料の未納分の集金に来ており、夫が、夫婦二人分を併せて納付した」と述べており、その夫からは、「B 市役所から電話連絡があり、同市の職員が未納分の集金に来た際、いつも妻の分も請求され、夫婦の国民年金保険料を併せて支払っていた。同市の職員は、手書きで何月分と書かれた紙(納付書)を持参していた」との証言が得られた。

さらに、B 市では、国民年金保険料の未納分の集金を行っており、同市の記録では、申立期間②及び③における申立人の夫が納付済みとなっている期間については、手書きの納付書による納付であることが確認できることから、その夫の主張に、不自然さは認められない。

しかしながら、申立人の夫は、集金があった時のみ、夫婦の国民年金保険料を併せて納付していたため、未納期間があることを了承しており、申立期間②の昭和60年12月、申立期間③の平成元年10月から2年3月までの期間及び3年1月から同年7月までの期間については、納付を行っていたその夫の記録は未納となっていることから、当該期間についての国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月から59年1月までの期間、59年6月から60年11月までの期間、平成元年4月から同年9月までの期間及び2年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成元年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月21日から同年10月1日まで
② 平成2年9月21日から同年10月1日まで

給料支払明細書のとおり、平成元年8月15日から臨時採用となり、同年9月21日から正社員になり、2年9月30日に退職している。保険料は元年10月分から2年9月分までの12か月分が控除されているが、厚生年金保険の加入期間は11か月間であり納得できない。厚生年金保険加入期間を12か月間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人がA社に正社員として継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の厚生年金保険料は翌月控除であることから、平成元年10月分の給料支払明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る保険料を納付していた」と回答しているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成元年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人の雇用保険の離職日である平成2年9

月 20 日は、当該事業所から提出された社員名簿に記載されている退職日の「2. 9. 20」と一致していることから、申立期間②の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は国民年金に平成 2 年 9 月 21 日から加入しており、同年 9 月分の国民年金保険料を納付していることから、申立期間②について厚生年金保険被保険者として認識していた事情はうかがえない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月5日から39年1月5日まで

昭和38年10月5日からA社に入社し、同社C営業所に勤務した。以後、退職するまで通常どおり勤務していた。同年10月、同年11月及び同年12月の給料支払明細書を保有しており、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給料支払明細書により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜国民年金 事案 567 (事案 237 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から47年3月まで

申立期間当時は元夫の両親と陶器商をしていた。家計については、^{しゅうとめ}姑が管理していて、私の国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てたが、申立期間の記録訂正については認められなかった。

当初の判断後、申立期間に係る新たな証言者が見付かったので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の義母が毎月集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の義母は既に死亡していることから、当時の国民年金保険料納付状況が不明であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間に係る国民年金保険料の大部分は時効により納付できない上、申立人は、申立期間以後の期間において長期間にわたる未納期間が存在するなど、国民年金への関心が高かったとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間について、申立人から国民年金保険料納付を示す資料として新たに3人の証言文が提出され、これら3人に申立期間当時の状況を聴取したが、当時の生活状況等うかがえるものの、当該期間の保険料を納付していたことを裏付けるものとは言い難く、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年6月まで
退職後の昭和37年11月、姉に私の国民年金の加入手続をしてもらった。未納の督促状が届くと、姉に現金を渡して国民年金保険料を納付してもらった。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の姉も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に聴取しても、その姉に国民年金の加入手続及び保険料の納付を依頼したことは覚えているが、申立期間当時の保険料額や国民年金手帳などの記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 10 日から同年 7 月 31 日まで
昭和 31 年 4 月 10 日から A 社に勤務したが、社会保険庁の記録では、同年 8 月 1 日からとなっている。申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 31 年 8 月 1 日となっており、学校卒業後同時期に入社した同級生 2 名についても同日に資格取得していることが確認できる上、申立人の前年 4 月に入社した同僚も入社日と資格取得日が相違している旨の証言をしていることから、当該事業所では学校を卒業して入社した従業員の厚生年金保険の資格について、入社と同時に届出がなされていなかったことがうかがえる。

また、事業主に照会したものの、当時の資料が残っておらず、申立ての事実について確認することができなかった。

さらに、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 6 月 30 日まで
申立期間は、A市の従業員 10 人ほどのB社に勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所名簿によれば、昭和 44 年 11 月 13 日に適用事業所となっており、申立期間における適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立人が一緒に働いていたとする同僚の厚生年金保険被保険者記録においても、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立事業所は、会社名を複数回変更している上、平成 4 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 40 年から 44 年にかけて A 社で新製品の開発に携わり、業務が多忙で本給と残業代が同じくらいであった。さらに、当時は、毎年昇級があり給料は右肩上がりの時期であったにもかかわらず、40 年 10 月の標準報酬月額の記録が下がっているのはおかしいので調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、報酬月額資料として退職金支給明細書の写しを提出し、標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該資料について、申立事業所である A 社に確認したところ、退職金の計算に残業代は含まない旨の証言を得ており、申立てに係る報酬月額を算出できなかった。

一方、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿の申立てに係る標準報酬月額の記録は、A 社が保管する社会保険台帳の写しに記載された申立人の標準報酬月額と同じであることが確認できるほか、申立期間に勤務していた同僚の標準報酬月額の記録についても社会保険庁の記録と同額であることが確認できる。

また、昭和 42 年 1 月 10 日に設立された B 基金における申立人の記録によれば、同基金の設立日以降の記録と社会保険事務所の記録が一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 22 日から 36 年 5 月 4 日まで
昭和 34 年 8 月の新聞広告に A 社の求人募集があり、入社した。主として塗装した電化製品の部品等を取引先の B 社に配送する仕事に従事していた。入社から退職するまで住み込みで働いており、住み込みの従業員は 4 人程度いた。36 年 5 月に退職するまで、ほかの事業所で働いたことも無く、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 8 月 18 日に A 社に入社し、36 年 5 月 30 日に同社を退職するまで、同社の社員寮に住み込み、主として配送業務に従事していたと主張しているが、申立人は同僚の氏名を覚えていない上、申立期間当時の役員及び同僚数人に意見聴取を行ったが、申立人のことを覚えていると回答した者はおらず、申立人が申立期間において同社に勤務していた事情はうかがえない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、整理番号が連番であり申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持していない上、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から32年3月2日まで

昭和25年4月学校卒業後、A社に入社し、B市の営業所で営業及び事務の仕事に従事していた。32年3月に会社が倒産するまで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するB市のA社は、商業登記簿謄本によれば、昭和23年7月10日から設立されていることが確認できるものの、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所名簿には見当たらず、申立人が記憶している当時の事業主、上司及び同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、当時の事業主、上司及び同僚の消息は不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所はC営業所のほか、D県E町に工場があったと供述していることから、厚生年金保険の適用事業所となっているA社F工場の被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人のほか、当時の事業主、上司及び同僚の氏名は無く、厚生年金保険の加入記録は存在しなかった。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。